

建建監 第34号
令和8年 2月13日

京都府建設業協会京都支部 様

京都市建設局長 田中 伸弥
担当 建設企画部監理検査課

「土木設計業務等委託必携」の改定について（通知）

日頃は、本市建設行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、標記の必携を改定し、令和8年4月以降に契約する委託業務から適用することとしましたので、通知いたします。改定内容につきましては、別紙を御覧ください。

つきましては、貴協会の会員様へ御周知賜りますよう、お願いいたします。

なお、この必携は、別紙に記載の監理検査課のホームページからダウンロードのうえ、御活用ください。

「土木設計業務等委託必携」の改定概要について

京都市が発注する土木設計業務等委託において使用している「土木設計業務等委託必携」の改定を、以下のとおり行います。

本件については、令和8年4月1日以降に契約する業務委託から適用します。

【改正概要】

1 土木設計業務等委託必携の改定について

(1) 測量業務共通仕様書(案)、地質・土質調査業務等共通仕様書(案)

国土交通省近畿地方整備局の委託必携改定（令和7年4月）に準じた改定項目

第133条第1項

通知年月の変更

- ・受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和2年3月）の通知年月の変更→令和7年3月

第140条

条項の追加（新技術の活用について（NETIS）の追記）

- ・受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

受注者は、NETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には監督員と協議するものとする。

(2) 土木設計業務等共通仕様書(案)

国土交通省近畿地方整備局の委託必携改定（令和7年4月）に準じた改定項目

第1139条

条項の追加（新技術の活用について（NETIS）の追記）

- ・受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

受注者は、NETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には監督員と協議するものとする。

第7編 その他

追加参考図書の発行年月の変更（以下の図書の発行年月の変更 R6→R7）

| 名 称 | 編集又は発行所名 | 発行年月 |
|---------------|--------------|------|
| 土木請負工事必携 | 京 都 市 | R7.8 |
| 土木工事共通仕様書 | 京 都 市 | R7.8 |
| 土木工事施工管理基準 | 京 都 市 | R7.8 |
| 土木工事数量算出要領(案) | 国土交通省近畿地方整備局 | R7.4 |

2 更新データの公開

(1) ホームページでの閲覧及びダウンロード

「土木設計業務等委託必携」は、インターネットホームページ（京都市情報館の監理検査課：注1）からダウンロードして使用してください。

（注1） トップページ ▶ まちづくり ▶ 技術管理 ▶ 監督・検査 ▶ 設計・測量等業務委託の仕様書、様式等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

(2) 適用

令和8年4月1日以降に契約する業務委託に適用します。

3 その他

・「土木設計業務等委託監督・検査諸規程」（令和7年2月）については、変更は御座いませんので引き続き御使用ください。